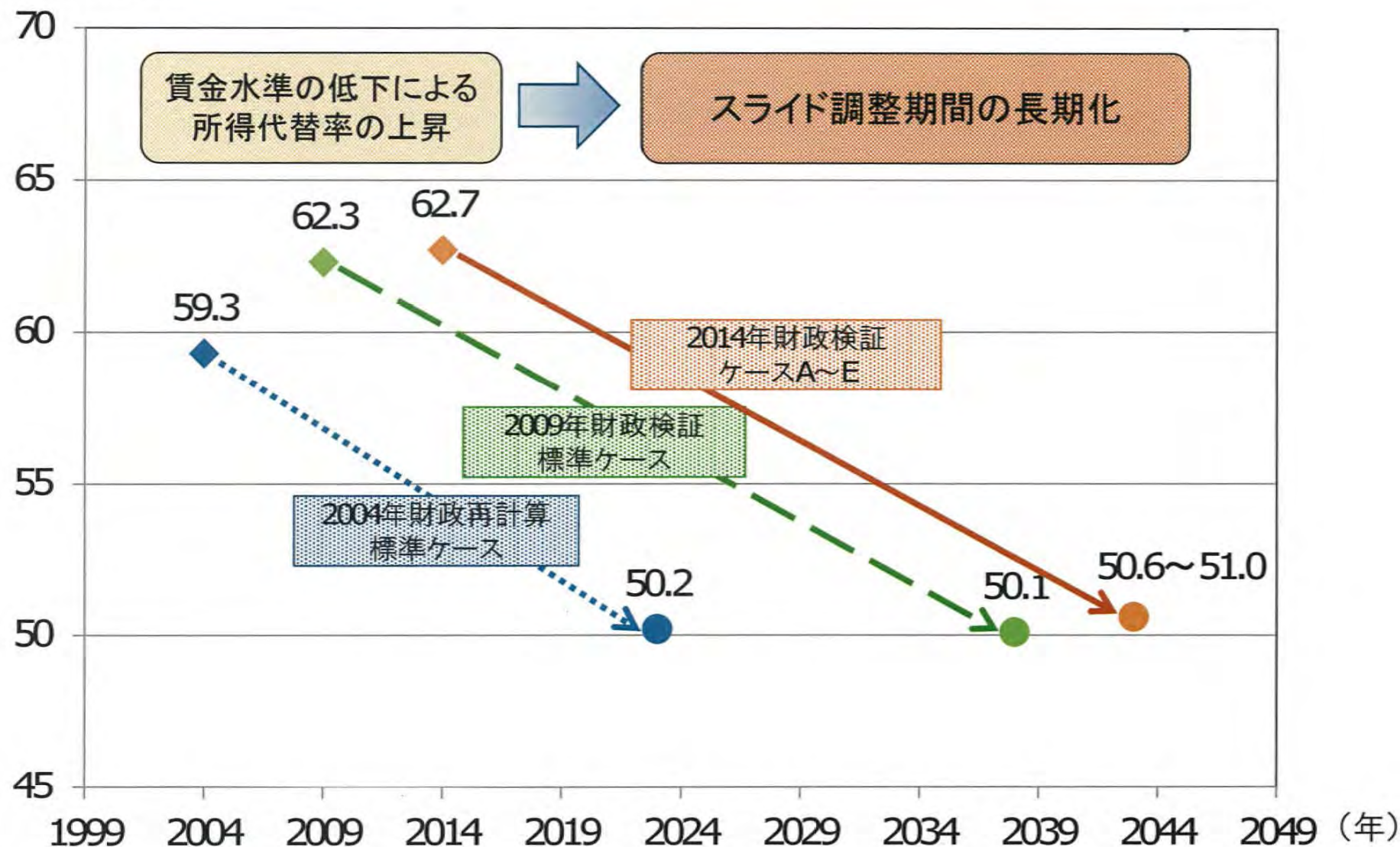


マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化①

平成27年9月25日
政府税制調査会
厚生労働省提出資料

【厚生年金(報酬比例部分)＋基礎年金(2人分)の所得代替率】

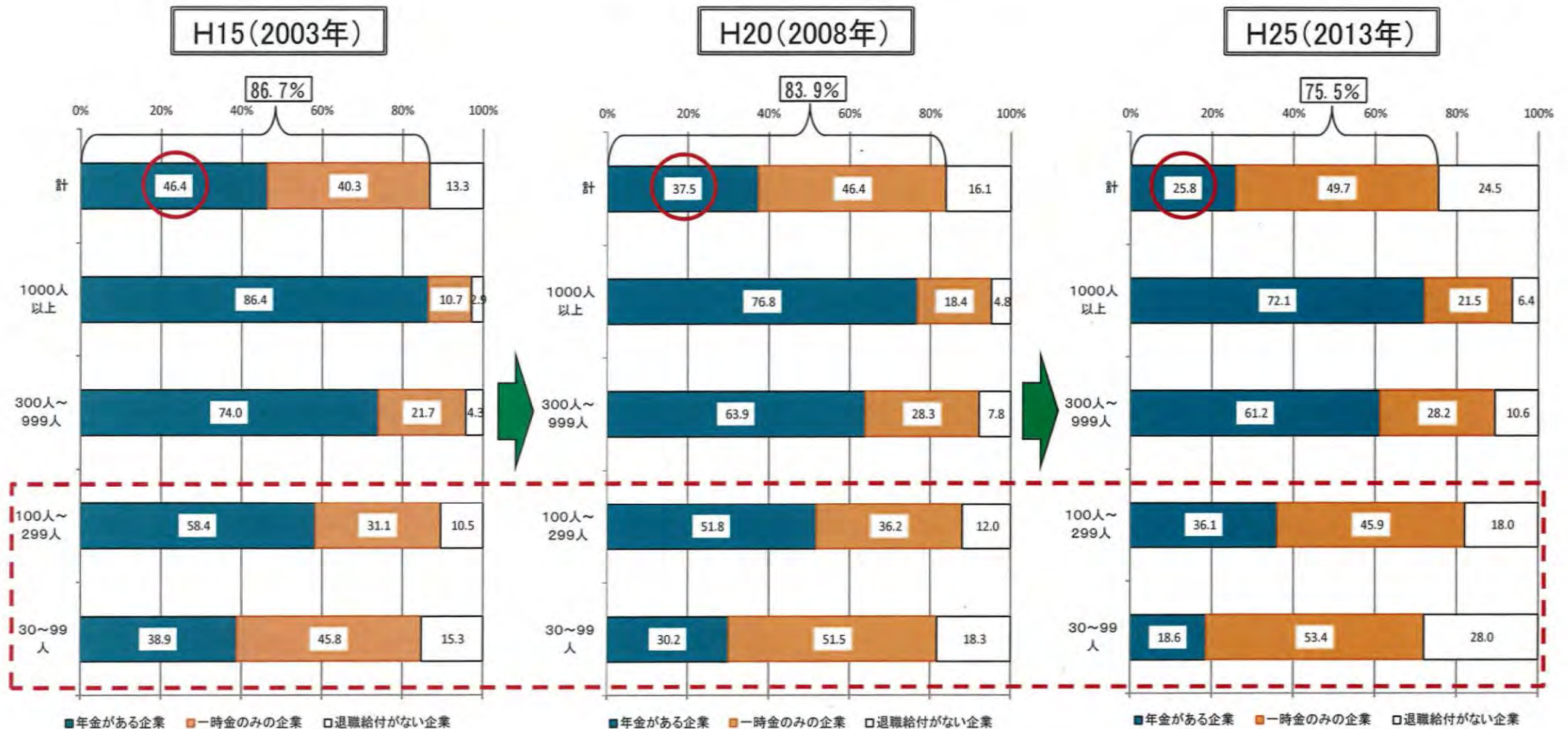
所得代替率(%)



(注) スライド開始時点と終了時点の所得代替率をプロットしたもの

退職給付(退職一時金・企業年金)の実施状況

○ 近年、退職給付を実施する企業の割合は低下(H15:86.7%⇒H25:75.5%)。また、企業年金の実施割合も低下しており(H15:46.4% ⇒ H25:25.8%)、特に中小企業(従業員数299人以下)において大きく低下している。



(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」

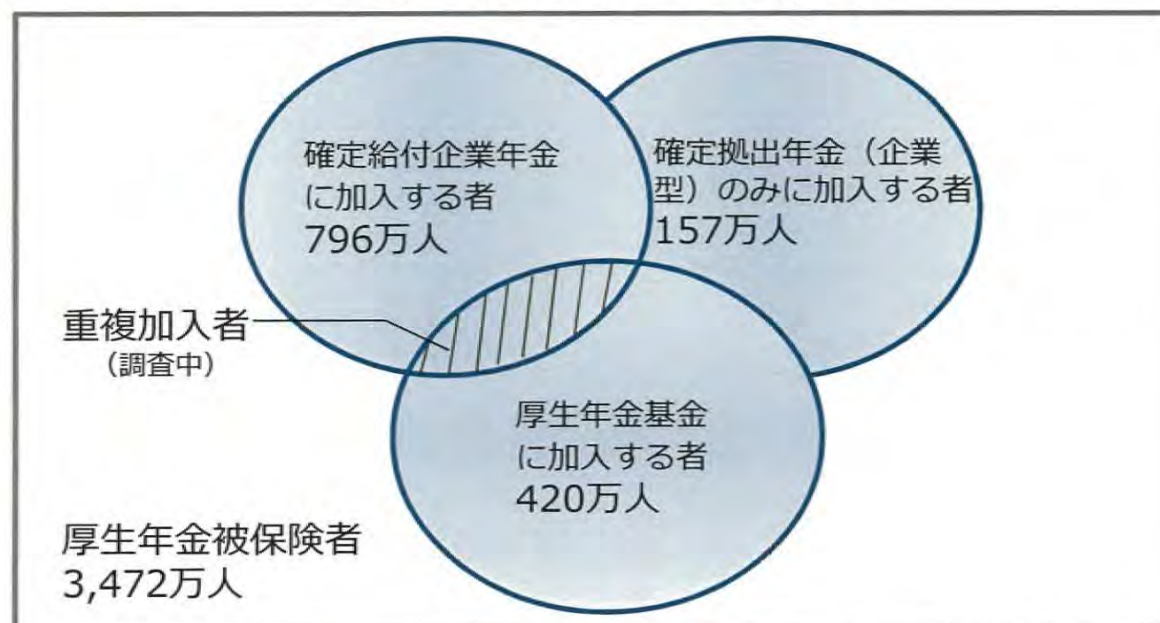
厚生年金被保険者に占める企業年金加入者の割合

□ 厚生年金被保険者に占める企業年金加入者の割合は4割弱であり、厚生年金被保険者の6割以上が企業年金に加入していない状況。

注： 重複加入者が存在しないという仮定の下での計算方法（平成24年度末時点）

- ・ 確定給付企業年金796万人 + 確定拠出年金（企業型）157万人 + 厚生年金基金420万人 = 1,373万人
- ・ 1,373万人 / 厚生年金被保険者数3,472万人 = 39.5%

<企業年金でカバーされる者>



※ 確定拠出年金（企業型）に加入している者であって他の企業年金にも加入している者は286万人いる。

非正規雇用労働者と企業年金

第10回社会保障審議会
企業年金部会資料
平成26年10月14日

□非正規雇用労働者については、企業年金が適用されていない場合が多い。

		(%)								
就業形態・年齢階級・ 在籍期間・職種		雇用保険	健康保険	厚生年金	企業年金	退職金 制度	財形制度	賞与支給 制度	福利厚生 施設等の 利用	自己啓発 援助制度
総	数	86.3	81.5	80.8	21.2	52.2	29.4	63.6	40.8	22.9
正	社員	99.5	99.5	99.5	30.7	78.2	43.4	83.2	51.2	31.5
正社員以外	の労働者	65.2	52.8	51.0	6.0	10.6	6.9	32.4	24.1	9.3
契	約社員	85.1	88.5	85.4	7.0	13.2	10.9	48.2	39.0	14.8
嘱	託社員	84.0	87.8	85.2	18.2	17.0	14.2	53.2	42.5	12.0
出	向社員	90.3	94.9	92.6	52.0	82.7	61.2	88.2	74.8	56.6
派	遣労働者	84.7	77.9	75.6	3.9	9.3	4.4	16.1	29.1	13.2
	登録型	80.9	76.7	73.0	1.1	1.1	0.5	5.4	29.0	9.4
	常用雇用型	89.0	79.3	78.6	7.1	18.6	8.8	28.2	29.3	17.6
	臨時的雇用者	16.6	13.5	11.0	0.2	1.5	1.3	3.3	7.7	0.0
	パートタイム労働者	55.3	35.3	33.8	2.7	5.4	2.8	25.8	17.4	5.6
	その他	74.6	70.0	67.9	3.5	10.9	5.9	39.0	19.7	6.1

(出所)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(2010)

(注) 1) 調査回答には制度の「あり」、「なし」、「不詳」の3つがあり、上記割合は「あり」と回答した者の割合。

2) 派遣労働者は、派遣元での状況についての回答とした。

3) 契約社員: 特定業種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者。

嘱託社員: 定年退職等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者。

出向社員: 他企業より出向契約に基づき出向してきている者(出向元に籍を置いているかどうかは問わない)。

派遣労働者: 労働者派遣法に基づく派遣元事業所から調査対象事業所に派遣された者。

臨時的雇用者: 臨時的に又は日々雇用している者で、雇用期間が1ヶ月以内の者。

パートタイム労働者: 正社員より1日の所定労働時間が短い、1週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間が1ヶ月を超えるか、又は定めがない者。

所得の概念

消費型（支出型）所得概念

各人の収入のうち、効用ないし満足の源泉である財貨や人的役務の購入に充てられる部分のみを所得と概念し、蓄積に向けられる部分を所得の範囲から除外する考え方

取得型（発生型）所得概念

各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値、すなわち経済的利得を所得と概念する考え方

包括的所得概念（純資産増加説）

制限的所得概念（所得源泉説）

○ 利子・配当・地代・利潤・給与等、
反覆的・継続的に生ずる利得

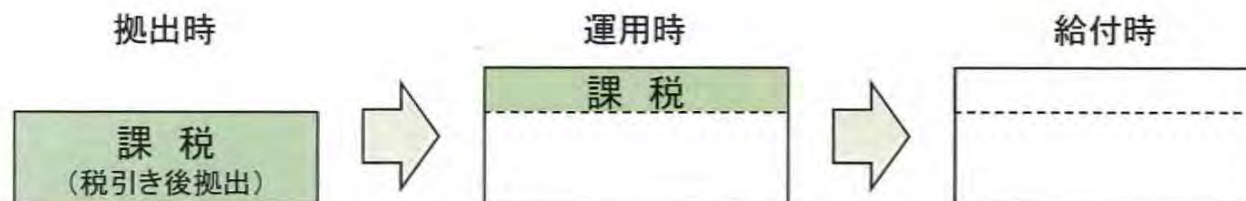
○ 一時的・偶発的・恩恵的利得
（キャピタル・ゲインなど）

× 帰属所得
× 未実現のキャピタル・ゲイン（注）

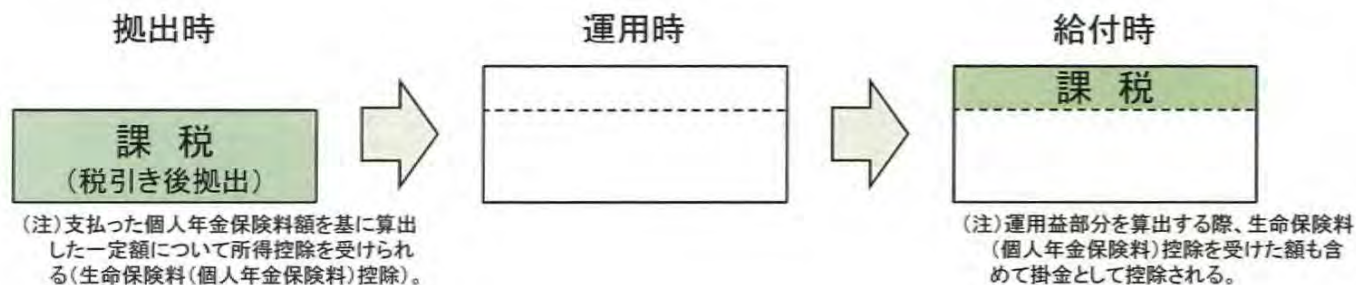
（注）平成27年度改正において創設された「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」などにより、未実現のキャピタルゲインが例外的に課税される場合がある。

所得税における貯蓄等に対する課税のあり方(イメージ)①

【基本的考え方】取得型(発生型)所得概念の下での包括的所得税では、あらゆる経済的利得について発生時点で課税ベースに算入されることから、拠出時課税(Tax)、運用時課税(Tax)、給付時非課税(Exempt)(TTE型)となる。



【① 個人年金保険】加入者の掛金拠出は税引き後の所得から行われ、運用益は給付時に課税される。(TET型)

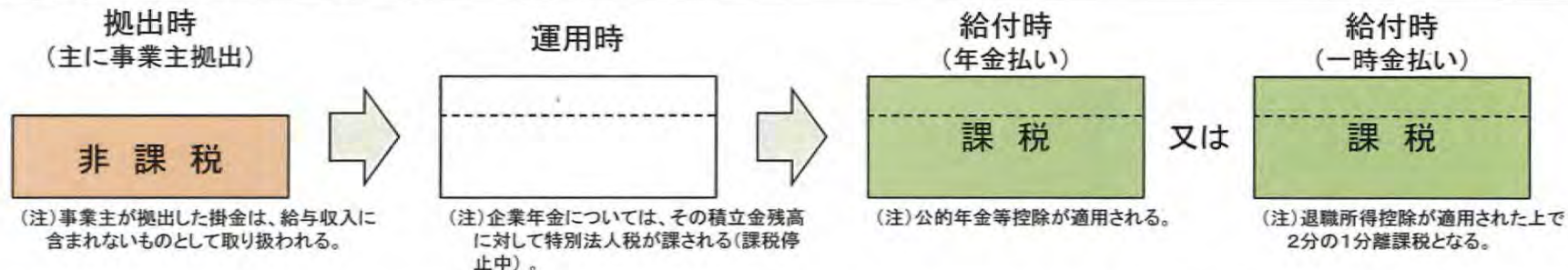


【② NISA、障害者等マル優等、財形住宅・年金貯蓄】政策的配慮により運用益が非課税とされる。(TEE型)

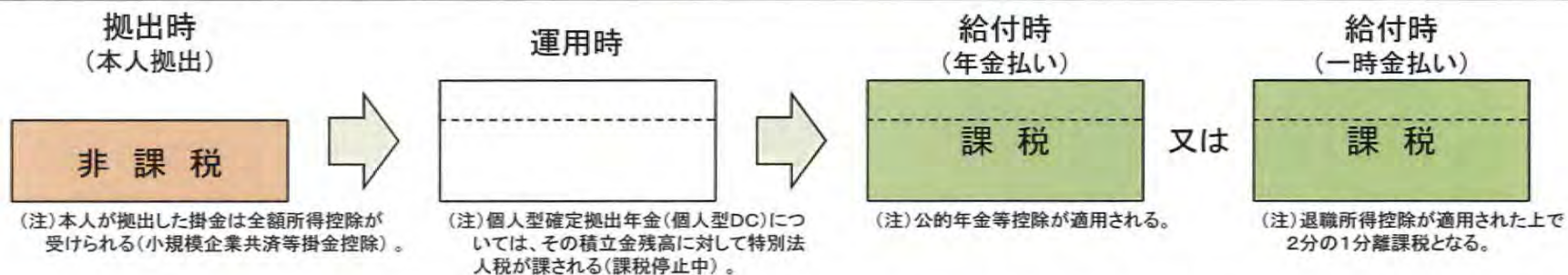


所得税における貯蓄等に対する課税のあり方(イメージ)②

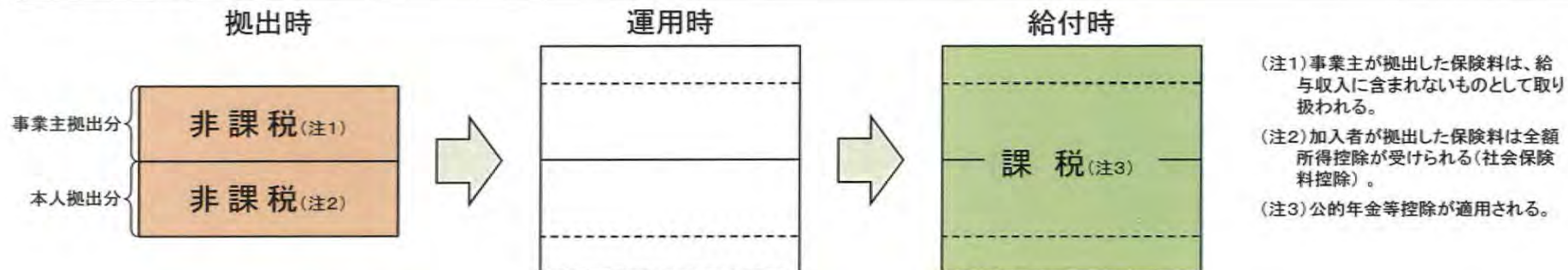
【③ 企業年金、中小企業退職金共済】事業主が拠出した掛金は、給与収入に含まれないものとして取り扱われ、運用益とともに給付時に課税される。(EET型)



【④ 個人型確定拠出年金(個人型DC)、小規模企業共済】加入者が拠出した掛金は全額所得控除が認められ、運用益とともに給付時に課税される。(EET型)



【⑤ 公的年金、国民年金基金】事業主・本人が拠出した保険料は全額所得控除が認められ、運用益とともに給付時に課税される。(EET型)



就労形態等ごとの社会保障制度・税制の適用関係(イメージ)

	正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	非正規雇用労働者	自営業主 (雇用的自営等)	自営業主 (伝統的自営業、士業等)	専業主婦 (正規雇用労働者の 無就業配偶者)
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
公的医療 保険	健康保険組合・協会けんぽ		国民健康保険			健康保険組合・ 協会けんぽ
公的年金	基礎年金		基礎年金			基礎年金
	厚生年金					
雇用保険	雇用保険					
勤労性所得 に対する課税	給与所得課税			事業所得課税		

(凡例) 社会保障制度については、事業主拠出、本人拠出の別に応じて以下のとおり色分けしている。ただし、雇用保険のうち労災保険部分は全額事業主負担であることに留意。

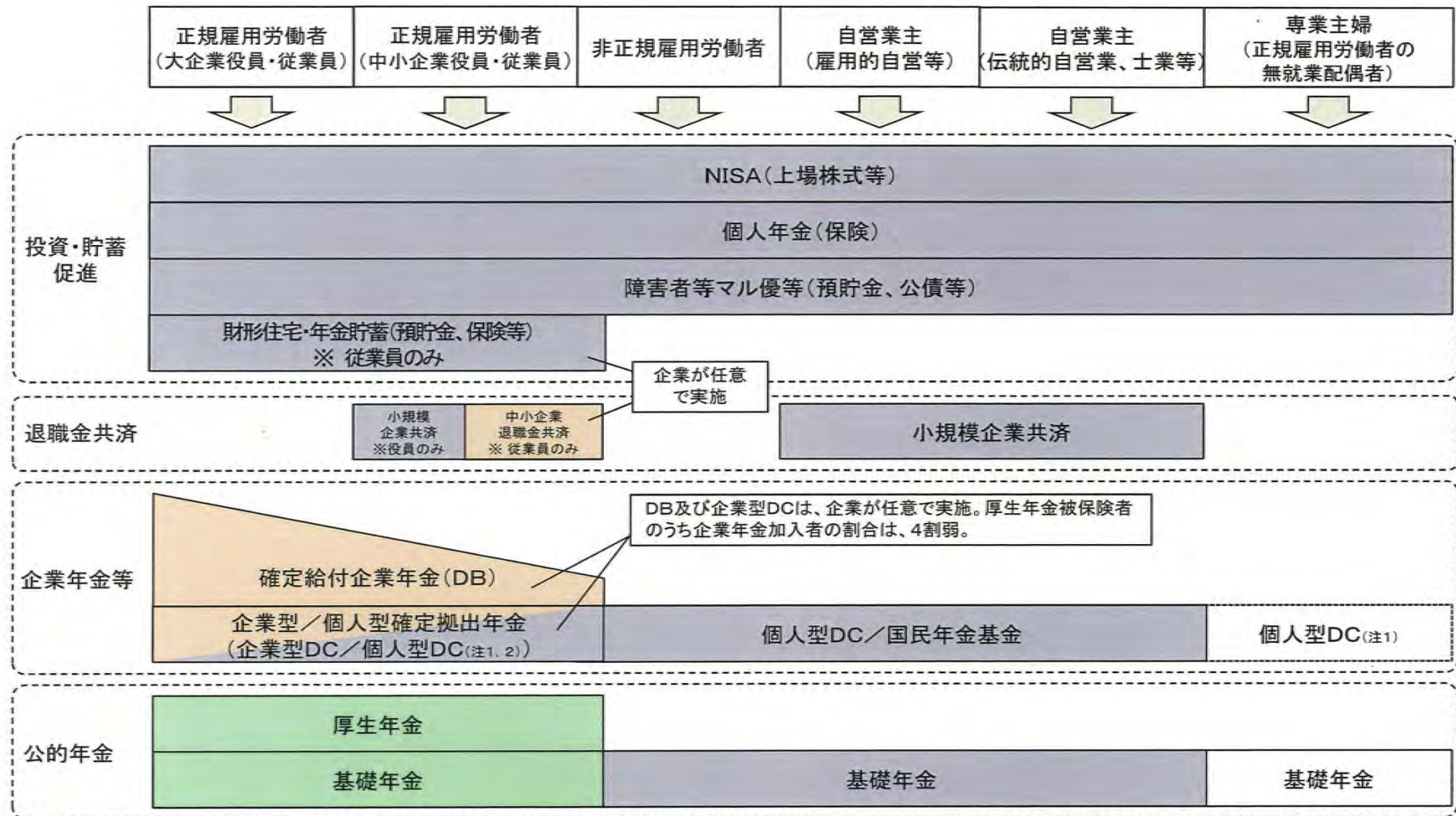
事業主拠出・本人拠出(折半)

本人拠出

本人拠出なし

(注) 週所定労働時間が正規雇用労働者の4分の3(週30時間)以上の場合、被用者保険(医療:健康保険組合・協会けんぽ、年金:厚生年金)の被保険者となる。また、2分の1(週20時間)以上で、31日以上雇用見込みがある場合、雇用保険の被保険者となる。

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)



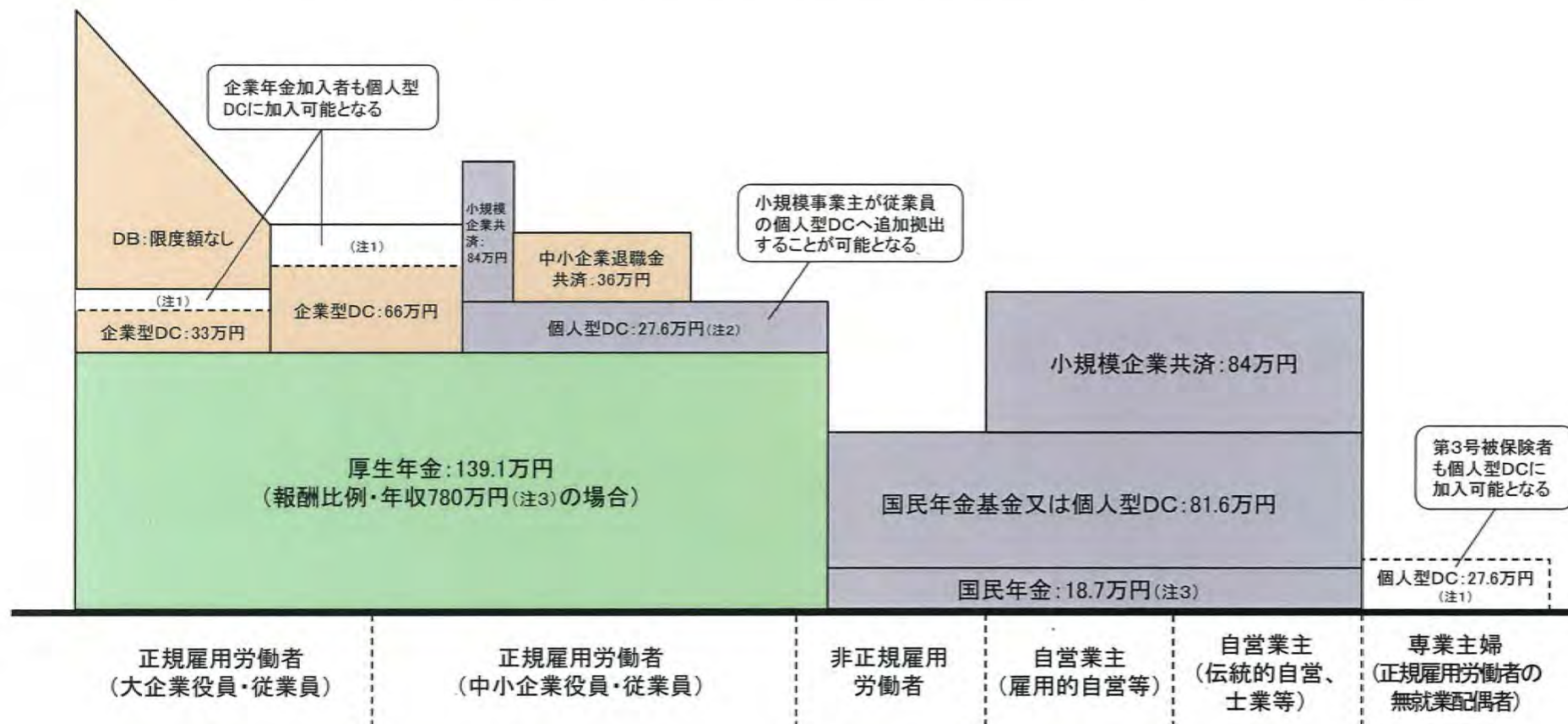
(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注1) 現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。

(注2) 現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。

公的年金、企業年金、退職金共済等に係る年間拠出限度額の現状(イメージ)



(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの
----------------	----------------	---------------

(注1) 現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。

(注2) 現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。

(注3) 大多数(概ね9割)の民間サラリーマンをカバーする標準給与として、企業型DCの拠出限度額を設定する際に用いられている額。なお、国民年金及び厚生年金の保険料については、平成27年度末時点の保険料・率を基にしている。